

反外国制裁法の 実務上のポイント

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 最新動向

2021年6月に反外国制裁法が公布された後、2021年7月23日、中国政府は、反外国制裁法の規定に従い、米国の関連する個人およびエンティティ（主体）に対し対抗措置を講ずることを決定しました。

これは、反外国制裁法を根拠法とした、本法施行後初となる国外のエンティティへの対抗措置となります。

なお、香港における反外国制裁法の施行について、2021年8月16日、香港特別行政区政府の陳茂波（ポール・チャン）財政司長は「反外国制裁（対抗措置）は外交事務であり、中国中央政府の職権に属する。どのような形式により香港で施行されるかは、全国人民代表大会常務委員会で決定される予定である。香港特別行政区政府はその実施の責任を負う」との見解を述べています。

反外国制裁法が香港で施行されれば、対抗措置（財産の凍結等）の地理的範囲が、香港にまで広がる可能性があることを示しています。

2. 反外国制裁法と「信頼できないエンティティ・リスト規定」、「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」

反外国制裁法第13条の規定によると、中国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為に対しては、反外国制裁法の規定のほか、関連する法律、行政法規、政府機関の規則によりその他の必要な対抗措置を講ずることを定めることができる、とされています。そのため、第13条によって、反外国制裁法は、商務部が先だって公布した「信頼できないエンティティ・リスト規定」および「外国の法律および措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」（以下、「阻止弁法」）の根拠法となることが考えられます。

3. 日系企業におけるコンプライアンス強化に関する留意点

中国領域内にある企業（例えば、中国に進出している日系企業）は、反外国制裁法、「信頼できないエンティティ・リスト規定」、阻止弁法等の中国の法律・法規を遵守すると同時に、外国法による処罰および制裁へのリスク対策を講じる必要があります。中国領域外の企業（例えば、日本国内の企業、第三国に進出している日系企業）は、所在国の法律を遵守すると同時に、中国の法律・法規に違反しないように注意する必要があります。各国の法律が矛盾抵触する中で、企業にはコンプライアンスの強化が求められています。企業がコンプライアンス強化に取り組む上での留意点を以下のとおり紹介します。

(1) 中国の対抗措置に関する立法および法執行の動向を注視する

反外国制裁法の成立に伴い、関連規定の整備が行われる（例えば、國務院の関係機関より実施細則が制定される、既存の対抗対象および対抗措置に対する見直しが行われる、商務部より阻止弁法に則った禁止命令や「信頼できないエンティティ・リスト規定」に則った「信

頼できないエンティティ」が公表される、最高人民法院より反外国制裁法に関する司法解釈が公布されるなど) 可能性があります。企業は、これらの法制度をめぐる動向を注視することが望ましいと思われます。

(2) 顧客および取引先に対する適正な評価および対抗対象の事前調査を強化する

反外国制裁法における対抗対象には、対抗リスト内の組織、個人、並びにそれらと特定の関連性がある組織、個人が含まれます。前者は、リストに掲載されるため分かりやすいですが、後者を認識するのは企業にとって難しいといえます。このため、中国領域内の企業は、対抗対象（前者・後者を問わず）を判別できる合理的、かつ適正な評価の基準および手順を策定しておくのが望ましいと思われます。

(3) コンプライアンスポリシーを策定し、契約上の関連条項を整備する

近年、多くの日系企業では、輸出規制および制裁のリスク対策のための取り組みを実施しています。自社のコンプライアンスポリシー策定・改定のほか、サプライヤー、顧客または提携相手に対して法令遵守に関する表明・保証を求めたり、取引契約において法令遵守の条項を設けたりする企業が多くなっています。それらの文書および条項の多くは、米国の輸出規制および経済制裁の遵守について定めています。中国の「輸出管理法」が施行されたことを踏まえ、関連企業では、反外国制裁法等の法律法規の要求に基づき、前述の文書および条項の内容を変更することが望ましいと思われます。

(4) 2国間（特に中国・米国間）の法律の矛盾抵触を全面的に把握する

近年、米国政府は、中国の数百主体におよぶエンティティ、個人を、特別指定国民 (SDN) リストやエンティティ・リスト等の制裁リストに掲載しています。EU 等から中国のエンティティ、個人に対する制裁措置が講じられた例もあります。制裁発動国の企業、第三国の企業および中国領域内の企業は、制裁発動国の処罰や制裁を避けるために、これらの制裁措置を遵守せざるを得ません。その一方で、反外国制裁法は、「いかなる組織および個人も、外国国家が中国の公民、組織に対して講じる差別的制限措置を実行、または実行に協力してはならない」と定めており、「阻止弁法」、「信頼できないエンティティ・リスト規定」でも同様に規制されています。関連企業は、中国と外国の法規制を把握し、正しく対応し、矛盾抵触がある部分については、適宜対処していく必要があります。必要に応じて、中国または外国の規制当局に問い合わせた上で、事前対策を講じることも有用な方法です。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210037>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp